

③ 予防接種を受ける前の注意

- ・「予防接種と子どもの健康」、「母子健康手帳」をよく読んでください。
- ・予防接種を受ける際は、保護者(父母)の同伴が必要です。やむを得ず保護者以外(祖父母など)が同伴する場合は『委任状』を記入し、接種日に持参してください。委任状がないと接種はできません。なお、接種のときは、子どもの日ごろの健康状態をよく知っているかたが同伴してください。
- ・委任状は各医療機関および、健康課にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。
- ・予診票は各医療機関および、健康課にあります。
- ・病後に予防接種を受ける際は、麻しん、風しん、水ぼうそう、おたふくかぜなどは治ってから4週間程度、突発性発疹、手足口病、伝染性紅斑などは治ってから2週間程度間隔をあける必要があります。予防接種を受ける1か月以内に病気にかかったかたや、かぜなどで治療中のかたは主治医に相談してください。

④ 予防接種を受ける当日

- ・持ち物 母子健康手帳、健康保険証、委任状(保護者以外が同伴する場合)
- ・接種料金 定期予防接種の対象年齢内のかたは無料です。
対象年齢外のかたの接種料金については、各医療機関にご確認ください。

**⑤ 予防接種を受けた後の注意**

- ・接種後、急な副反応がまれに起こることがありますので、30分程度は接種場所(医療機関)でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐ連絡を取れるようにしておきましょう。
- ・生ワクチンは4週間、不活化ワクチンは1週間程度、副反応の出現に注意しましょう。
- ・接種当日は入浴出来ませんが、接種部位をこすらないようにしましょう。
- ・接種当日の激しい運動は避けましょう。
- ・接種部位の異常な反応や体調の変化があったときは、すぐに医師の診察を受けましょう。

大館市以外の医療機関で定期予防接種を受けたいかた**<秋田県内の他市町村で定期予防接種を受けたい場合>**

- ・希望する医療機関と予防接種の種類を決めて、事前に健康課へ電話でご相談ください。
- ・定期予防接種の接種料金は無料です。

<秋田県外で定期予防接種を受けたい場合>

- ・里帰り等で県外市町村に滞在中に予防接種を受けたい場合、予防接種実施依頼書が必要です。申請の方法については、健康課へご相談ください。
- ・定期予防接種の接種料金は自己負担(有料)となりますが、その後の手続きにより、支払った料金の助成(一部または全額)があります。

予防接種健康被害救済制度

予防接種による万が一の健康被害に対して、適切な救済を図ることを目的とした2つの補償制度があります。

① 予防接種法に基づく救済給付

定期予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害が残った場合などの健康被害の種類に応じて、給付を受ける制度です。ただし、国の審査会で審議し、定期予防接種による健康被害と認定された場合に、給付を受けることができます。給付の申請が必要な場合は、接種医療機関または健康課へご相談ください。

② 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済給付

予防接種法に基づかない接種(任意接種)での健康被害の種類に応じて、給付を受ける制度です。制度の内容や給付の申請方法など、詳しくは独立行政法人医薬品医療機器総合機構(フリーダイヤル0120-149-931)にお問い合わせください。